

公 示 送 達

行政処分の名宛人に係る送達すべき下記書類は、営業所及び同人の所在が不明のため交付することができないので、公示送達します。

本件書類は、福岡県建築都市部建築指導課に保管しており、いつでも行政処分の名宛人に交付しますので、出頭の上、これを受領してください。

なお、上記書類を受領しない場合でも、令和8年9月24日の経過をもって、当該書類の送達を完了したものとみなされます。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達すべき書類

令和8年9月8日付け8建第1443号 処分通知書

2 行政処分の名宛人

株式会社イーライフ 代表者 石橋 誠司

(営業所の所在地：福岡県那珂川市中原6丁目1番22号)

3 保管場所

課 名 福岡県建築都市部建築指導課

所 在 地 福岡市博多区東公園7-7

電話番号 092-651-1111 (内線4672)